**指定介護予防支援事業者の指定拡大による契約手続きに等について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **令和6年4月以降の事業者** | **担当ケアマネジャーの所属** | **令和6年4月以降の契約手続き** |
| 地域包括支援センター | 地域包括支援センター | 変更なし |
| 地域包括支援センター | 指定居宅介護支援事業者  （地域包括支援センターからの一部委託） |
| 指定介護予防支援事業者  （指定居宅介護支援事業者） | 指定介護予防支援事業者 | 利用者との契約の締結  （現行契約の終了及び新規契約の締結）  　※利用サービスにより、介護予防ケアマネジメントとなる場合は、速やかに地域包括支援センターと連携してください。  　※新規契約については、予め三者契約とすることで、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約漏れを未然に防止することができます。 |

（参考）＜介護保険法の一部改正に伴う変更点＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | サービス | ケアマネジメント | ケアマネ（令和6年3月まで） | ケアマネ（令和6年4月～） |
| 事業対象者 | 総合事業のみ | 介護予防ケアマネジメント | 地域包括支援センター  （指定介護予防支援事業所へ一部委託） | 地域包括支援センター  （指定介護予防支援事業所へ一部委託） |
| 要支援1・2 | 総合事業のみ |
| 予防給付＋総合事業 | 介護予防支援 | 地域包括支援センター  指定介護予防支援事業者 |